JR東海労ニュース

№2219 2017年9月18日 J R東海労働組合

2017年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑫

更衣時間は労働時間だ! 会社は厚労省のガイドラインを守れ! その2

JR東海労は、2017年度基本協約・協定改訂交渉において、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に則り、制服の着用が義務付けられている職場では、更衣時間を労働時間とすること、という要求を出しました。しかし、会社は「当社では、制服の着用は義務付けているものの、更衣場所、更衣する時間帯、更衣方法等について使用者の拘束下にないことから、使用者の指揮命令下にあるとは言えず、労働時間ではないと考えている。ガイドラインに照らし合わせても問題はない」と回答しました。その一方で、私服での点呼はできるのかという質問に対しては、「定められた制服を着てもらわなければならない」と言うのです。

厚生労働省が更衣時間は労働時間だとしているにもかかわらず、全く非常識な回答です。就業規則に明記しているにもかかわらず、使用者の指揮命令下にはないと、 矛盾した見解を示しています。ご都合主義とは、このことを差すのでしょう。

大手自動車メーカーのスズキでは今年7月、始業前の体操と朝礼(約6~7分間)が労働時間としてカウントされていないことを不審に思った社員が、労働基準監督署に相談した結果、スズキは是正勧告を受けました。そして、社員500名に対し9ヶ月分の未払い賃金(計1,000万円)を支払いました。

JR東海でも体操は行っています。会社は「体操は任意」としていますが、体操に出なかった社員は上司から追及されます。体操時間が完全な任意なら指揮命令下になりませんが、体操を強制されたり、体操に出なかったことにより不利益扱いを受ける場合は、指揮命令下として判断され、労働時間に該当します。

JR東海労は、今次交渉の中で、駅員の訓練場所への徒歩時間や女性社員のメイク時間を労働時間とするように交渉しています。会社のために、何で自分の時間を犠牲にする必要があるのでしょうか? 全社員の皆さん、職場からおかしいことはおかしいと、声をあげていきましょう。